

# 特記仕様書（一般事項）

## 1. 適用

○本仕様書及び業務の内訳書等に記載されていない事項については、関係各要綱、仕様書及び指針等に準拠することとする。業務にあたって質疑、不明な点があれば、その都度業務担当員と協議を行う。

## 2. 業務目的

○本業務は海岸漂着物の回収・処理により景観保全に寄与する。

### 1 回収・処理対象物

① 流木等一般廃棄物（回収対象形状：末口5cm以上、長さ1m以上のものを優先すること。）

② 空き缶、発泡スチロール・プラスチック製品、漁網漁具等の産業廃棄物（混合廃棄物）

## 3. 副産物・廃棄物の処理条件

○当該業務に施工により発生する廃棄物の処理については、次のとおりとする。なお、業務状況・再資源化等施設の受入れ状況等により、変更が生じた場合は、その理由並びに必要な資料を提出の上、業務担当員と協議すること。

### 1 一般廃棄物（木材）

可能な限り再資源化し処理すること。

※前年実績：破砕機により破砕処理（チップ）し、牧場へ供給し再利用。

処理業者：株式会社C&R（苫小牧市字静川5番地の4）

### 2 一般廃棄物（木材以外）

関係法令に従い適正に処理すること。

### 3 産業廃棄物（塵芥・廃プラ等）

廃棄物処理法及び関係法令に従い適正に処理すること。

※実績報告書提出の際にマニフェストを提出すること。

## 4. その他条件明示

1 数量は全て概数扱いとする。数量確定次第、業務担当員に報告すること。

2 今後の波浪に伴う箇所の変更、追加が生じる場合がある。

3 現地状況により別途仮設工が必要な場合は別途協議する。

4 既設道路（運搬路）の補修が必要となった場合は別途協議する。

5 収集運搬については、『人力積込+タイヤショベル運搬+ダンプトラック搬出』を想定しているが、地形的に収集方法、積込方法が適用できない場合は別途協議する。

6 一般廃棄物（流木等）、産業廃棄物（塵芥）について、物の状態によって品質・条件の変更が生じる場合は別途協議する。

7 流木及び塵芥の集積、積込、運搬、処分状況については日々の写真撮影を行い、作業状況を記録すること。

8 当初積算した海岸漂着物の処分量と実際の処分量とで著しく差異（30%以上）が生じる場合は、担当係と協議のうえ、運搬費及び処分料を変更することが出来るものとする。